

特別障害者手当について

～要介護認定を受けている方へ～

重度の障がいのある人に特別障害者手当を支給しています。身体障害者手帳がない方でも医師の診断書で判断されるため、介護の状態により受給できる場合があります。

①手当を受けられることができる方

下記の②認定基準に該当する、在宅の方が対象です。

手当受給に該当するかは、専用の診断書により判定を行います。障がいの程度によっては手当を受給できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※次に該当される方は受給できません

- ・福祉施設等に入所している。
例) 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム等
- ・病院または老人保健施設等に3か月を超えて入院している。

②認定基準

下記の要件①、②のいずれかに該当

要件①	下記の【別表】の障がいが2つ以上重複して該当がある者
要件②	下記の【別表】の3～7のいずれかの重い障がいがあり、日常生活が著しく制限され、常時特別な介護を必要とする者

【別表】

1	視覚	(1)視力の良い方の眼の視力が0.03以下の者、 または視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下の者 (2)ゴールドマン型視野計による測定で、両眼のI / 4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2視標による両眼中心視野角度が28度以下の者 (3)自動視野計による測定で、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者
2	聴覚	両耳の聴力が100デシベル以上の者
3	両上肢	両上肢の機能に著しい障がいを有する者、または両上肢の全ての指を欠く方、もしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有する者
4	両下肢	両下肢の機能に著しい障がいを有する者、または両下肢を足関節以上で欠く者
5	体幹	体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障がいを有する者
6	内部	身体の機能の障がい、または長期に安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態で、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度の者
7	精神	精神の障がいで、前各号と同程度以上と認められる程度の者

<詳しくは、ご相談・お問合せください>

あわら市役所 福祉課 TEL(0776)73-8020
坂井市役所 社会福祉課 TEL(0776)50-3041